

労働基準法施行規則の一部を改正する
省令案等の概要

労働基準法施行規則の一部を改正する省令案等（概要）

1. 改正の趣旨

- 平成 29 年 3 月に働き方改革実現会議においてとりまとめられた「働き方改革実行計画」に基づき、労働者の時間外労働の上限については、働き方改革を推進するための関連法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）により、臨時的な特別な事情がある場合でも年 720 時間、単月 100 時間未満（休日労働を含む）、複数月平均 80 時間（休日労働を含む）を限度に設定することとされ、平成 31 年 4 月 1 日（中小企業の場合は令和 2 年 4 月 1 日）から施行されている。
- 他方で、医業に従事する医師に関しては、同計画において、「改正法の施行期日の 5 年後を目途に規制を適用することとし、医療界の参加の下で検討の場を設け、質の高い新たな医療と医療現場の新たな働き方の実現を目指し、2 年後を目途に規制の具体的な在り方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得る」こととされたことを踏まえ、時間外労働の上限規制の適用を令和 6 年 4 月 1 日まで猶予した上で、医療界の方々、労働組合、労働法学者の参画を得て開催する検討会において検討を行ってきた。
- 今般、上記検討の結果、一般的な医業に従事する医師（※ 1）の時間外労働の上限水準（A 水準）、地域医療提供体制の確保の観点からやむを得ず A 水準を超えざるを得ない場合の水準（B 水準・連携 B 水準（※ 2））及び一定の期間集中的に技能向上のための診療を必要とする医師向けの水準（C-1 水準・C-2 水準（※ 3））を設け、それぞれの水準ごとに異なる上限等が適用されることとなった。

※ 1 医業に従事する医師であっても、疾患を有する患者の治療を直接の目的としない血液センター等の勤務医や、診療業務の特殊性が該当しないと考えられる産業医や健診センターの医師については、医師の時間外労働の上限規制において特例を設ける趣旨を踏まえ、一般則の適用となる。

※ 2 連携 B 水準は、地域医療提供体制の確保の観点から他の病院等に医師の派遣を行うことによって、派遣をされる医師の労働時間が長時間とならざるを得ない場合の水準である。

※ 3 C-1 水準は、初期研修医及び原則として日本専門医機構の定める専門研修プログラム／カリキュラムに参加する後期研修医が、予め作成された研修計画に沿って、一定期間集中的に数多くの診療を行い、様々な症例を経験することが医師（又は専門医）としての基礎的な技能や能力の修得に必要不可欠である場合の水準である。また、C-2 水準は、医籍登録後の臨床に従事した期間が 6 年目以降の者が、先進的な手術方法など高度な技能を有する医師を育成することが公益上必要とされる分野において、

一定期間集中的に当該高度特定技能の育成に関連する診療業務を行う場合の水準である。

- また、B水準及び連携B水準並びにC-1水準及びC-2水準の適用を受ける医療機関については、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）において、それぞれの機能等に応じて、特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関としての指定を受けることとなった。
- 各省令及び告示の内容は、以下のとおりである。
 - ・ 「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案」は、上記の水準のうち、A水準に係る時間外労働の上限時間及び追加的に講ずるべき健康確保措置等について定めるものである。
 - ・ 「医療法第二百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第四百十一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令案」は、上記特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関としての指定を受けた医療機関で、当該指定に係る業務に従事する医師に係る時間外労働の上限時間及び追加的に講ずるべき健康確保措置等について定めるものである。
 - ・ 「労働基準法施行規則第六十九条の三第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件（案）」は、上記の各水準の対象となる医師に係る労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第1項の協定において、病院又は診療所等の管理者（以下「管理者」という。）に厚生労働大臣の定める要件を満たした面接指導を行わせること等を定めることとされる予定であるため、当該面接指導の要件を定めるものである。

2. 改正の概要

（1）労働基準法施行規則の一部を改正する省令案【資料1】

- 医業に従事する医師（医療提供体制の確保に必要な者として病院又は診療所で勤務する医師等に限る。以下「医師」という。）について、労働基準法第36条第1項の協定（以下「36協定」という。）に定めることができる通常的时间外労働（休日労働を含まない。）の上限時間を、一般の労働者と同じく、1か月について45時間、1年について360時間とする。

- 特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関で指定に係る業務に従事する医師以外の医師（以下「A水準適用医師」という。）について、36協定に定めることができる臨時的な必要がある場合の時間外労働（休日労働を含む。以下「時間外・休日労働」という。）の上限時間を、1か月について100時間未満かつ1年について960時間とする。ただし、時間外・休日労働が1か月について100時間以上となることが見込まれる者については、36協定に面接指導を行うこと等を定めた場合には1年について960時間とする。
- A水準適用医師について、36協定で定めるところによって時間外・休日労働を行わせる場合であっても超えることのできない上限時間を、1か月について100時間未満かつ1年について960時間とする。ただし、時間外・休日労働が1か月について100時間以上となることが見込まれる者については、面接指導を行う等の措置を講じた場合には1年について960時間とする。
- A水準適用医師については、一般労働者について一定の時間を超えて労働させる場合に求められている健康福祉確保措置に加えて、厚生労働大臣が定める要件に該当する面接指導を行うこと等を36協定に定めることとする。
- その他、文言の整理等の所要の改正を行う。

(2) 医療法第二百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第四百十一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令案【資料2】

- 特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関で指定に係る業務に従事する医師について、36協定に定めることができる時間外・休日労働の上限時間を、1か月について100時間未満かつ1年について1,860時間とする。ただし、時間外・休日労働が1か月について100時間以上となることが見込まれる者については、36協定に面接指導を行うこと等を定めた場合には1年について1,860時間とする。

※ 連携型特定地域医療提供機関から派遣される医師については、1年について36協定に定めることができる時間外・休日労働時間の上限（個々の医療機関における上限）は960時間とする。

- 特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関で指定に係る業務に従事する医師（以下「BC水準適用医師」という。）について、36協定で定めるところによって時間外・休日労働を行わせる場合であっても超えることのできない上限時間を、1か月について100時間未満かつ1年について1,860時間とする。ただし、

時間外・休日労働が1か月について100時間以上となることが見込まれる者については、面接指導を行う等の措置を講じた場合には1年について1,860時間とする。

- BC水準適用医師については、一般労働者について一定の時間を超えて労働させる場合に求められている健康福祉確保措置に加えて、面接指導を行うことや勤務間インターバルを確保すること等を36協定に定めることとする。
- B水準・連携B水準の時間外・休日労働時間の上限時間については、令和18年3月31日を目途にA水準の時間外・休日労働時間の上限時間とすることを目標として、この省令の施行後3年ごとに医師の労働時間の動向その他の状況を勘案して段階的に見直しを行うことを定める。

(3) 労働基準法施行規則第六十九条の三第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件(案)【資料3】

- 上記の面接指導の要件を、以下のとおりとする。
 - ① 管理者が、事前に面接指導の対象となる医師(以下「面接指導対象医師」という。)の睡眠の状況等を確認した上で、1か月について時間外・休日労働時間が100時間に達するまでの間に行われるものであること。ただし、A水準適用医師については、疲労の蓄積が認められない場合は、時間外・休日労働時間が100時間に達するまでの間又は100時間以上となった後に遅滞なく行われるものであること。
 - ② 面接指導を実施する医師(以下「面接指導実施医師」という。)が一定の講習を受講していることなどの要件に該当すること。
 - ③ 面接指導実施医師が、管理者から、面接指導対象医師の労働時間に関する情報その他の面接指導を適切に行うために必要な情報の速やかな提供を受けていること。
 - ④ 面接指導実施医師が面接指導対象医師の勤務の状況等について確認を行うものであること。

3. 根拠条文

(1) 労働基準法施行規則の一部を改正する省令案

労働基準法第 36 条第 1 項、第 2 項第 5 号及び第 141 条第 1 項により読み替えて適用する第 36 条第 3 項並びに第 141 条第 2 項及び第 3 項並びに医療法第 128 条

(2) 医療法第百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第百四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令案

労働基準法第 36 条第 2 項第 5 号並びに医療法第 128 条の規定により読み替えて適用する労働基準法第 141 条第 2 項及び第 3 項

(3) 労働基準法施行規則第六十九条の三第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件（案）

労働基準法施行規則第 69 条の 3 第 2 項第 2 号

4. 施行期日等

公布日：令和 4 年 1 月中旬（予定）

施行日：令和 6 年 4 月 1 日